

一般社団法人 日本イノベーション融合学会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本イノベーション融合学会と称し、英文で Innovation Fusion Society of Japanと表示し、略称を IFSJ と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、グローバル化時代に、変化と競争に果敢にチャレンジし、新たな価値を生み出すイノベティブ人材を多方面から結集し、相互のコラボレーションから、異分野間の融合領域においてイノベーションを創出することで、我が国の活力を増進し、社会経済力向上、国際貢献に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) イノベーションについての研究、普及啓蒙に関する業務
- (2) イノベーションについての教育活動および人材育成に関する業務
- (3) イノベーションについての講演の受託、セミナーの開催、イベントの企画運営および機関紙、図書の発行
- (4) イノベーション事例の調査・評価業務
- (5) イノベーションに関する助言・提案・コンサルティング業務
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員・会員

(社員)

第6条 当法人の社員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という。)上の社員である。社員は、社員総会における議決権を有する。社員は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 設立時社員として定められた者

(2) 理事会において承認された者

(会費)

第7条 社員は、社員総会の決議によって定められた会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 社員は、社員総会において代表理事に届け出ることによって、任意に退会することができる。

(会員制度)

第9条 会員とは、当法人の目的に賛同し、その事業を支援・利用するために入会した個人または法人とし、議決権は有しない。

当法人は、目的に賛同し活動を支援する者に対して、会員制度を設けることができる。

会員の資格、入退会、会費等に関する事項は、別途「会員制度規定」に定める。

(除名)

第10条 当法人の名誉を毀損または、定款および他の規則に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

(資格喪失)

第11条 社員は、つぎの各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき

(2) 2年以上会費を滞納したとき

第3章 社員総会

(招集)

第 1 2 条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって、日時、場所、目的である事項を決定し、書面または電磁的方法により代表理事がこれを招集する。

2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

4 社員総会の招集通知は、社員以外の会員に対しても発することができる。

(社員総会の成立)

第 1 3 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の総議決権の過半数の出席をもって成立する。

(議決権の代理行使)

第 1 4 条 社員総会に出席できない社員は、当法人の議決権を有する他の社員 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、社員またはその代理人は、代理権を証する書面を代表理事に提出しなければならない。

(議決権)

第 1 5 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 1 6 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の成立)

第 1 7 条 社員総会の決議は出席社員の過半数をもって行う。ただし、特別決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。

(決議事項)

第 1 8 条 社員総会は次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 社員の除名

- (3) 役員の選任・解任
- (4) 計算書類の承認
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- 2 社員は、法人の業務時間内は、いつでも、議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第 4 章 役員等

(役員の設置等)

第 20 条 当法人に、次の理事および監事 (以下、総称して「役員」という) を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内

(役員の選任)

第 21 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

(役員の構成)

第 22 条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数 (現在数) の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 当法人の監事には、当法人の理事 (親族その他特殊の関係がある者を含む) および当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務および権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事は、当法人の目的達成のため、担当する事業分野において、事業計画の立案及び執行に責任を負う。
- 3 理事は、理事会において、他の理事の職務執行を監督する。
- 4 理事は、常に情報の収集に努め、当法人の運営に資する重要な情報を得た場合は、速やかに代表理事及び理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 4 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業・会計の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 2 5 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員のため選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 2 6 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(代表理事および役付理事)

第 2 7 条 当法人は、理事会の決議により理事の中から代表理事 1 名を選定する。

- 2 当法人は、必要に応じて、理事会の決議により、理事の中から副理事長 1 名以上、専務理事 1 名以上を選定することができる。
- 3 代表理事をもって、当法人の理事長とする。
- 4 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合はこれを代行する。
- 6 専務理事は、理事長、副理事長を補佐する。

(報酬等)

第 28 条 当法人の役員の報酬は、社員総会の決議により定める。

- 2 当法人は、役員に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める規則によるものとする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 役付理事の選定および解職
- (4) その他、理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の 3 日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、副理事長がこれを招集し、副理事長にも事故がある場合には、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(開催)

第 32 条 代表理事および理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議長)

第 3 3 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 3 4 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 3 5 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案につき異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第 3 6 条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときはその事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事および監事、理事会で指名された議事録署名人は、前項の議事録に署名捺印または記名押印しなければならない。
- 3 作成された議事録は、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会規則)

第 3 8 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会規則によるものとする。

第 6 章 事業計画・会計

(事業年度)

第 3 9 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議にもとづき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第 41 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表および損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 43 条 当法人は、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第44条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 当法人は、解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 基金の返還手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金)

第47条 当法人が基金を返還する場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局および顧問

(事務局設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(顧問)

第52条 当法人の目的を達成し、事業を遂行するために助言提言を受けるために、当法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問には、会長、名誉総裁、名誉顧問、最高顧問、特別顧問、顧問の称号と地位を付与するものとし、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 顧問の職務その他必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。任期満了後は、理事会の承認により再任することができる。

(付則)

改訂履歴

1 . 2022年1月14日一般社団法人設立総会にて「第1版」を制定した。

2 . 2025年8月21日臨時総会にて改定案「第2版」が承認された。

①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、見直しを行った。

②「社員」、「会員」、「会費」、「顧問」等について明確化を図った。

③付則として、別途「会員制度規定」「会費規定」を定めることとした。

④「第2版」は2025年8月21日臨時総会終了時をもって効力を発行する。